別表六の四の記載要領等１号中「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「令和３年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、同様に２号中「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に改め、同様に３号中

「「税　額　控　除　割　合　⑽、⑾又は⑿）＋（⑽、⑾又は⑿）×⒀（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）」

を

「「税　額　控　除　割　合　⑽、⑮又は⑯）＋（⑽、⑮又は⑯）×⑾（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）」

に、「平成31年４月１日」を「令和３年４月１日」に、「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に改め、同様に４号中「「当　期　税　額　基　準　額　⑯×（（0.25又は0.4）＋⑰）」」を「「当　期　税　額　基　準　額　⑱」」に、「「当　期　税　額　基　準　額　⑲×（0.25＋⑳＋㉑）」」を「「当　期　税　額　基　準　額　㉒」」に、「欄は、」を「欄の記載に当たつては、令和３年４月１日以後に開始する事業年度で租税特別措置法第42条の４第３項第１号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度及び」に、「が租税特別措置法」を「の同日前に開始した事業年度で令和３年旧措置法」に、「場合には「0.25又は」を消し、その他の場合には「又は0.4」を消す」を「事業年度にあつては、「0.25＋⑳＋㉑」とあるのは、「0.4＋⑳」として計算する」に改める。

別表六の四の表を次のように改める。